



住民票・戸籍など

証明書の交付

●証明書等の交付窓口

窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など）が必要です。なお、本人からの電話及びインターネットによる予約により、土曜日にお住まいの区の区役所または総合支所で住民票・印鑑登録証明書を交付しています。

証明書／取扱窓口	手数料	請求できる方
住民票の写し どこの区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センターでも（郵送で請求する場合は住所地の区役所・総合支所へ）	1通 300円	・本人もしくは同一世帯員の方。 ・代理人（依頼者の委任状が必要） ・請求するにあたって正当な権利や義務がある方（なお、疎明資料の提出が必要な場合があります）。
戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本） 戸籍の附票 身元証明書 市内に本籍のある方は、どこの区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センターでも（郵送で請求する場合は本籍地の区役所・総合支所へ）	戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本） 1通 450円 戸籍の附票 1通 300円 身元証明書 1通 300円	・本人または同一戸籍にある方・直系尊属・直系卑属の方。 ・代理人（依頼者の委任状が必要） ・請求するにあたって正当な権利や義務がある方（なお、疎明資料の提出が必要な場合があります）。 本人または配偶者、子若しくは父母以外の方が請求するときは、委任状が必要です。
除籍全部（個人）事項証明書（除籍謄抄本） 改製原戸籍謄抄本 市内に本籍があった方は、どこの区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンターでも（郵送で請求する場合は本籍地の区役所・総合支所へ）	1通 750円	・本人または同一戸籍にある方・直系尊属・直系卑属の方。 ・代理人（依頼者の委任状が必要） ・請求するにあたって正当な権利や義務がある方（なお、疎明資料の提出が必要な場合があります）。

証明書／取扱窓口	手数料	請求できる方
印鑑登録証明書 どこの区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センターでも	1通 300円	印鑑登録証（カード）が必要です。

※疎明資料とは、本人以外の方が交付請求する場合の請求事由（発生原因・内容・理由）について客観的に確認することができる資料のことです。

●住民票等証明書自動交付機

「せんだい市民カード」をお持ちの方は、自動交付機から下記の証明書を取得できます。

証明の種類	証明の対象
住民票の写し	本人及び同一世帯の方の住民票
印鑑登録証明書	印鑑登録をした本人のみ
戸籍全部（個人）事項証明書	仙台市に本籍のある方で、戸籍用暗証番号の登録をした方

※次の日は休みになります。

毎月第3土曜日と翌日の日曜日、祝日もしくは振替休日、12月29日から1月3日、施設の休館日、作業などに伴う臨時の休業日

住民票等証明書自動交付機の設置場所	利用時間
区役所・総合支所（1階） 仙台駅前サービスセンター（アエル5階） 地下鉄仙台駅（交通局忘れ物センター北5出入口付近）	9:00～19:00 （土・日曜は17:00まで）
西多賀市民センター 黒松市民センター 松森市民センター	9:00～19:00 （月曜は休み、土・日曜は17:00まで）
旭ヶ丘バスターミナル（定期券発売所隣） 地下鉄八乙女駅（2階）	9:30～18:00 （日曜は休み、土曜は16:00まで）
向陽台児童館 泉ヶ丘児童センター	10:00～18:00 （日曜は休み、土曜は17:00まで）

※社会保障・税番号制度の導入以降、仙台市に住居登録のある方が「個人番号カード」を利用して住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書・税証明書等を全国のコンビニエンスストア*で取得できるようになりました。➡40ページ

*セブンイレブン、ローソン、サークルK・サンクス、ファミリーマート



●せんだい市民カードの交付手続き

- (1) 申請できる方…仙台市に住民票のある方。
ただし、15歳未満の方、成年被後見人、代理人の方は申請できません。なお、4桁の暗証番号の登録が必要です。
※戸籍全部（個人）事項証明書を取得するには専用の4桁の暗証番号の登録が必要です（仙台市に本籍のある方）。
- (2) 既に印鑑登録をしている方…印鑑登録証をお持ちください。
- (3) カードの交付申請受付後、市から本人宛て、照会文書を郵送します。届いた文書と本人確認書類をお持ちください。なお、運転免許証・パスポートなど官公署発行で顔写真つきの本人確認書類の提示または本市の既印鑑登録者を保証人にすると即日交付されます。
- (4) 取扱窓口…区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター（平日8:30～17:00）

●印鑑登録証

交付手続き 申請受付後、市から本人宛てに照会文書を郵送します。届いた文書と登録印鑑、本人確認書類をお持ちください。なお、運転免許証・パスポートなど官公署発行で顔写真つきの本人確認書類の提示または本市の既印鑑登録者を保証人にすると即日交付されます。

申請人	申請に必要なもの	申請窓口
本人	登録する印鑑	区役所・総合支所・仙台駅前サービスセンター（平日8:30～17:00）
代理人	・登録する印鑑 ・委任状	

- (1) 印鑑登録できる方
 - ・仙台市に住民票のある方（15歳未満の方、成年被後見人の方は登録できません）
- (2) 登録できない印鑑
 - ・印影の大きさが8mmの正方形より小さいもの、または25mmの正方形より大きいもの
 - ・住民票の氏名と違う氏名のもの

こんなときは

- (1) 印鑑をなくしたために印鑑登録を廃止する場合は、印鑑登録証を返納してください。登録証をなくしたために印鑑登録を廃止する場合は、登録した印鑑が必要です。代理人が廃止の手続きをするときは、委任状が必要です。
- (2) 登録印を替えたいときは、印鑑登録の廃止届をし、新たに登録手続きをしてください。

マイナンバーの記載・通知など

●マイナンバーの記載

平成27年10月5日現在、住民票に記載されている方、それ以降に住民票に記載された方には1人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が付番され、住民票に記載されます。

※マイナンバーは一生使うものです。番号が漏れいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので大切に管理してください。

●マイナンバーの通知

平成27年10月5日以降、お住まいの住所に簡易書留郵便で順次発送しています。また、出生や国外からの転入等により新たに住民票に記載された場合、郵便局への届出をされない配達されない場合がありますのでご注意ください。
※ご不在等で通知を受け取れなかった場合は、住所地の区役所（総合支所）に返戻されます。

●マイナンバー（個人番号）カード

平成28年1月以降、希望された方にマイナンバーカードを交付しています。通知カードを送付した際に同封している個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書によりお申込みいただけるほか、パソコンやスマートフォンなどによりお申込みいただけます。

※詳しくは通知カードに同封された個人番号カード交付申請のご案内でご確認ください。（地方公共団体情報システム機構ホームページ「マイナンバーカード総合サイト」でもご案内しています。

[HP](https://www.kojinbango-card.go.jp/mynumber/index.html) <https://www.kojinbango-card.go.jp/mynumber/index.html>

なお、住民基本台帳カードは、平成28年1月以降、新規発行は行っておりませんが、お手持ちのカードは有効期限まで引き続きご利用いただけます。（住民基本台帳カードに格納する電子証明書の更新や新規発行も同様です）

●マイナンバー（個人番号）カードに格納できる電子証明書

希望された方に交付しているマイナンバーカードには、以下の2種類の電子証明書を格納できます。必要な場合はカード交付申請時にあわせて申請してください。

利用者証明用電子証明書 インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用するもので、ログイン等した方が、あなたであることを証明します。

署名用電子証明書 インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用するもので、作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであることを証明します。
 ※印鑑登録証明書に準ずる電子証明書となるため、15歳未満の方、成年被後見人の方には発行できません。

証明書コンビニ交付サービス

●マイナンバー（個人番号）カードによる証明交付

平成28年3月22日より、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを利用して住民票の写しなどの証明書を全国のコンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機（キオスク端末）から取得できます。（仙台市に住民登録をされている方に限ります）

利用できるコンビニ	利用できる時間	取得できる証明書	交付手数料
セブンイレブン ローソン サークルK・サンクス ファミリーマート	6時30分から23時まで （利用される店舗の営業時間内に限ります） ※年末年始の12月29日から1月3日を除きます ※戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書・戸籍の附票の写しは、毎月第3土曜日は発行できません ※臨時のシステムメンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります	住民票の写し※（本人及び同一世帯の方の住民票）	1通 300円
		印鑑登録証明書（印鑑登録をした本人のみ）	1通 300円
		戸籍全部（個人）事項証明書（本籍も仙台市の方のみ）	1通 450円
		戸籍の附票の写し（本籍も仙台市の方のみ）	1通 300円
		市・県民税課税証明書 市・県民税非課税証明書 （どちらも最新の2年度分のみ）	1通 300円

※コンビニで発行する住民票の写しでは、「住所」「氏名」「生年月日」「性別」「住民となった年月日」「住所を定めた年月日」のほか、選択することで「世帯主の氏名」「世帯主との続柄」「本籍と筆頭者（外国人住民は「国籍」や「在留期間」などの外国人固有項目）」が記載されますが、マイナンバーや住民票コード、住所や氏名の履歴などは記載されません。（記載が必要な場合は、各区役所・総合支所、証明発行センター、仙台駅前サービスセンター窓口にてご請求ください）

※税証明が必要なとき ➡45ページ

住所変更・戸籍の届出

●住所変更（住民異動届）

住民異動届出の際には窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証など）が必要になります。本人または同一世帯員以外の代理の方が届出するときは委任状が必要になります。

届出名	窓口	必要なもの	注意事項
転入届 （市外から仙台市に住所を移したとき）	新住所地の区役所・総合支所 （仙台駅前サービスセンター※）	・通知カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ・住民基本台帳カード（お持ちの方） ・在留カード等（外国人の方） ・前住所地発行の転出証明書	（1）新しい住所を定めてから、14日以内に届出が必要です。 （2）国民健康保険に加入される方はお申し出ください。
区間異動届 （他の区へ住所を移したとき）	新旧いずれかの住所地の区役所・総合支所（仙台駅前サービスセンター※）	・通知カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ・住民基本台帳カード（お持ちの方）	新しい住所を定めてから14日以内に届出が必要です。
転居届 （同一区内で住所を移したとき）	お住まいの区の区役所・総合支所（仙台駅前サービスセンター※）	・在留カード等（外国人の方） ・国民健康保険・介護保険の加入者は、被保険者証	
転出届 （市外へ住所を移すとき）			新しい住所が決まりましたらあらかじめ（おおむね14日前より）届出が必要です。

※仙台駅前サービスセンターでは新住所または旧住所が青葉区の方の届出を対象とします。

※平日の8：30～17：00のみ



●戸籍の届出

婚姻や養子縁組などの戸籍届出の際には運転免許証やパスポートなど、写真が貼付されている官公署発行の本人確認書類の提示をお願いします。なお、上記の本人確認書類をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

また、戸籍の届出により氏名等が変更となった場合は、通知カードやマイナンバーカードの記載事項を変更する必要がありますので、お住まいの区役所・総合支所で手続きをしてください。

各区役所戸籍住民課・総合支所税務住民課

届出名	届出人	窓口	必要なもの	注意すること
婚姻届	夫と妻	夫または妻の本籍地・所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（本籍地以外に届けるときなど） 通知カード又はマイナンバーカード（お持ちの方） 	<ol style="list-style-type: none"> 証人2名の署名押印が必要です。 未成年の方は、父母の同意が必要です。 同時に住所異動された方は、別途住所地で住民異動届をお出しください。 夜間、休日に届出をされる方は、事前に届出書の審査を受けてください。
出生届	父または母	本籍地、出生地または届出人の所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 母子健康手帳 出生証明書 	<ol style="list-style-type: none"> 生まれた日から14日以内に届出が必要です。 名に使用できる文字には一定の制限があります。
転籍届 （本籍を移すとき）	筆頭者 およびその配偶者	新旧の本籍地または届出人の所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 	住所異動の届では、本籍地は移転しません。
離婚届 （協議離婚のとき）	夫と妻	夫または妻の本籍地・所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（本籍地以外に届けるときなど） 通知カード又はマイナンバーカード（お持ちの方） 	<ol style="list-style-type: none"> 協議離婚には、証人2名の署名押印が必要です。 同時に住所異動された方は、別途住所地で住民異動届をお出しください。 裁判離婚のときは、調停調書の謄本等が必要となります。
死亡届	親族	本籍地、死亡地または届出人の所在地の区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 死亡診断書または死体検案書 通知カード又はマイナンバーカード（お持ちの方） 	<ol style="list-style-type: none"> 死亡の事実を知った日から7日以内に届出が必要です。 夜間、休日でも受け付けます。（区役所・総合支所） 死亡届により、埋・火葬許可証を発行します。火葬場所と日時を確認して届け出ください。

各区役所戸籍住民課・総合支所税務住民課